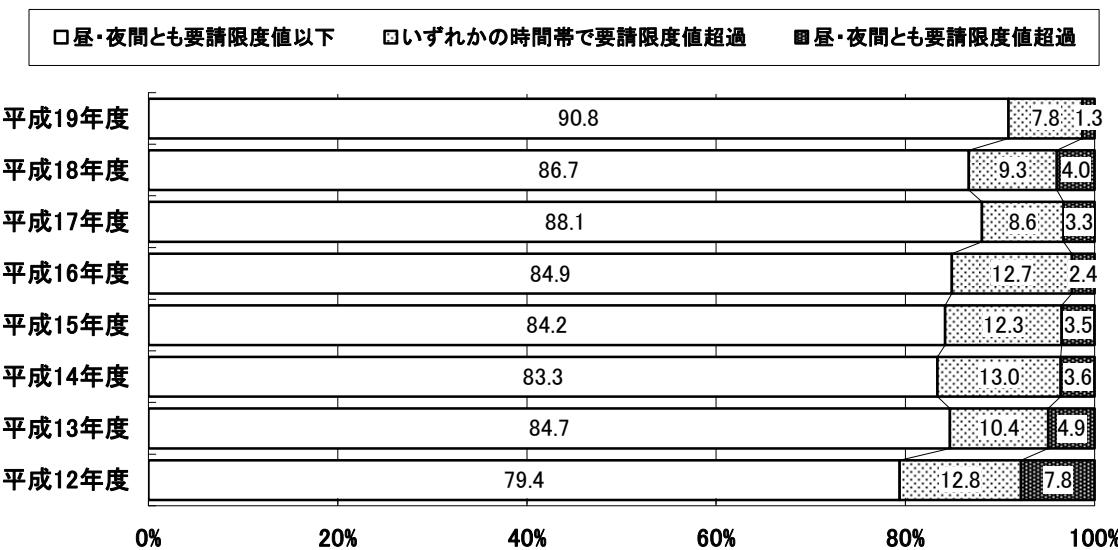


7. 騒音・振動関係データ

7-3 自動車騒音に係る要請限度（道路に面する地域）の超過状況の推移



平成19年度

上段 : %
下段 : 地点数

地域の類型	地点数	昼・夜間ともに超過	昼間の時間帯で超過	夜間の時間帯で超過	昼・夜間ともに要請限度値以下
a 区域及びb 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	0	— —	— —	— —	— —
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	9	0.0 0	0.0 0	0.0 0	100.0 9
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	12	0.0 0	0.0 0	0.0 0	100.0 12
幹線交通を担う道路に近接する空間	285	1.4 4	0.0 0	8.4 24	90.2 257
全 地 域	306	1.3 4	0.0 0	7.8 24	90.8 278

注) 1 昼間:午前6時～午後10時 夜間:午後10時～午前6時

2 要請限度の地域類型及び基準値は次表のとおり

自動車騒音の限度

区域の区分	時間の区分	
	昼 間	夜 間
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域 及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

備考

a区域、b区域及びc区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

- 1 a区域 専ら住居の用に供される区域
- 2 b区域 主として住居の用に供される区域
- 3 c区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

ただし、幹線交通を担う道路に近接する区域については、上表にかかわらず、次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基 準 値 (デシベル)	
昼 間	夜 間
75 以下	70 以下

備考

(1)「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- ① 道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道(市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る。)
- ② ①に掲げる道路を除くほか、道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第7条第1号に規定する自動車専用道路

(2)「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、車線数の区分に応じた次に示す道路端からの距離の範囲とする。

- ① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- ② 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル